

## 国の研究開発の成果を最大限事業化に結びつけるための 知的財産マネジメントのあり方について（案）

### 1. 問題意識

- 国の研究開発プロジェクトにおいて革新的な成果を生み出し、これを迅速かつ最大限事業化に結びつけるためには、技術集約型の中堅・中小・ベンチャー企業を含め、企業、大学、研究機関など多様な主体から事業目的に適う者を選抜し、研究開発を実施する体制を確保できるよう、プロジェクトを作り込み、柔軟かつ弾力的な見直しができる研究開発マネジメントを実行することが前提となる。
- その前提の下、研究開発成果の事業化の最大化の観点から、的確な知的財産マネジメントが極めて重要となる。
- 従前、国の委託研究開発により得られた知的財産権は、国が保有することとされていたが、研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用するため、平成 11 年に日本版バイ・ドール制度が導入され、研究開発の受託者に知的財産権を帰属させることが可能となった。
- 制度の導入後、国の委託研究開発プロジェクトにおいては、ほぼ一律に、発明者の所属する機関に知的財産権を帰属させる運用がなされた。
- 結果として、企業等が国の研究開発プロジェクトに参加するインセンティブが向上したが、一方で、研究開発の成果の事業化が進んでいない場合があり、また、知的財産権を保有する者以外への展開が十分進まない可能性も懸念される。
- このため、国の研究開発の成果を最大限事業化に結びつけ、国富を最大化する観点から、日本版バイ・ドール制度の運用などの知的財産マネジメントのあり方を検討すべきではないか。

#### <日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第 19 条第 1 項）概要>

国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究開発の成果に係る知的財産権について、以下の 4 つの条件を受託者が約する場合に、受託者から譲り受けないことができる。

- i) 研究成果が得られた場合には遅滞なく国に報告すること。
- ii) 国が公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、知的財産権を無償で国に実施許諾すること。
- iii) 知的財産権を相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に

当該知的財産権を実施許諾すること。

iv) 知的財産権の移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、予め国の承認を受けること。

※国の研究開発の委託契約において、上記4つの条件を受託者に約させている。

<日本版バイ・ドール制度の目的>※経済産業省ホームページより転載。

① 技術に関する研究活動を活性化すること

② その成果を事業活動において効率的に活用すること

## 2. 国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントの具体的な態様

### (1) 基本的な考え方

- 国の研究開発プロジェクトにおいては、研究開発の受託者（発明者の所属する機関。以下同じ。）が自ら研究開発の成果を事業化することが最も基本的な取組である。
- しかしながら、研究開発の受託者による研究開発成果の事業化が進んでいない場合がある現状にかんがみれば、研究開発の受託者においても、自らが研究開発の成果の事業化に最大限取り組むべき立場にあり、事業化を実現することが期待されていることを改めて強く意識し行動することが重要ではないか。
- また、研究開発の成果を最大限事業化に結びつけ、国富を最大化する観点からは、研究開発の受託者以外の者が知的財産権を効果的に活用できるようにすることが適切な場合もあるのではないか。
- 革新的な成果を生み出し、これを迅速かつ最大限事業化に結びつけるため、個々の研究開発プロジェクトの目的や特性に応じた知的財産マネジメントを行うことが重要ではないか。
- 知的財産マネジメントにおいては、優れた研究開発成果を創出していく観点から、研究開発受託者の研究開発インセンティブを損なわないための配慮が必要ではないか。
- 知的財産の取扱いに係る取決めについては、将来的な事業化に向けた活用を念頭におき、プロジェクトの開始時において、あらかじめプロジェクト参加者との契約等で明確化しておくことが重要ではないか。

## (2) 具体的な態様に係る考え方

### ア) 研究開発受託者への知的財産権帰属による研究開発成果の事業化

- 研究開発の受託者が自ら研究開発の成果を事業化することが最も望ましく、当該受託者が自ら事業化することに意欲があるのであれば、現在の日本版バイ・ドール制度の運用のように、当該受託者に知的財産権を保有させることを優先するべきではないか。
- また、事業化のためには、他のプロジェクト参加者が保有する知的財産権を利用することが必要な場合もあるため、他のプロジェクト参加者が保有する知的財産権も含め、事業活動において知的財産権を効率的に活用できるよう、契約に基づき、実施許諾等の取扱いを定めることが重要ではないか。

### イ) 研究開発受託者に帰属する知的財産権の利活用促進のための対応

- 研究開発の受託者に知的財産権を帰属させる条件として、当該受託者が、プロジェクトで得た知的財産権を相当期間何ら事業に活用していない場合、国やファンディング機関の求めに応じて受託者が第三者に実施許諾することが現行法で定められているが、実際には、このような形での研究開発成果の利活用が進んでいない場合があるのではないか。
- このような形での研究開発成果の利活用を進めるためには、国やファンディング機関が、個々の研究開発プロジェクトの特性や目的に応じて、相当期間活用されていないと判断するための基準となる指針等をあらかじめ示すことが必要ではないか。
- 加えて、プロジェクトで得られた知的財産権が広範に応用可能なものであるにもかかわらず、研究開発受託者により特定の分野でしか活用されないことが想定される場合などにおいては、研究開発成果のより広範な分野での活用を図る観点から、国やファンディング機関が関与して事業化意欲のある他の企業を探し、当該企業に実施させることをあらかじめ契約等で定めておくことも選択肢として考えられないか。
- このような取組は、結果として、相当期間知的財産権が利用されない状態や限定的な利用に留まることを未然に防ぎ、より迅速かつ効果的な研究開発成果の事業化にも寄与するのではないか。

### ウ) 個別の事情に応じた知的財産権の帰属先の柔軟な対応

- 研究開発の受託者において事業化に向けて知的財産権を活用する体制が十分に整備されていない場合や、受託者が知的財産権を保有す

ることを望まない場合等、当該受託者に知的財産権を帰属させても、研究開発の成果の迅速な事業化が見込まれない場合も考えられる。

- こうした個別の事情に応じて、当該知的財産権を事業化意欲のある他のプロジェクト参加者、プロジェクトに参加する産総研等の公的研究機関、ファンディング機関等に譲渡することとするなど、知的財産権の帰属先の柔軟な選択により、研究開発成果の事業化を最大限促進することも選択肢として考えられないか。

### 3. 海外も含む知的財産の権利化

- 研究開発の成果を権利化するか否かは、ビジネスの態様等を踏まえて決定するものであるが、仮に日本でのみ権利化して海外では権利化しなければ、日本企業の活動を制限する一方で、海外に対しては技術情報を公開するだけということになりかねない。
- このため、知的財産を権利化する場合は、日本だけでなく海外においても権利化することを原則とすべきではないか。
- また、受託者が権利化不要であると判断した場合や、日本だけで権利化が必要と判断した場合などにおいても、ファンディング機関等の公的機関の判断で、日本及び海外で権利化できるようにすることをあらかじめ契約等で明確化しておくことについてどう考えるか。

### 4. 公的機関における知的財産マネジメントのための機能・体制強化

- 上記の知的財産マネジメントを実施するに当たっては、ファンディング機関等の公的機関が知的財産権の活用等を適切に行うための体制を構築することが必要ではないか。